

# 阪南市指名競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、本市において行う建設工事及び建設工事に関連する委託業務等に伴う指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守るべき事項について定める。

(入札参加者の指名の通知等)

第2条 入札参加者に対する指名通知は、入札日時、入札場所等必要な事項を記載した通知（以下「指名競争入札通知書」という。）を交付して行う。

2 設計書、仕様書、図面等（以下「設計書等」という。）は、入札参加者が本市のウェブサイトからダウンロードして入手するものとする。

(指名の取消し)

第3条 市長は、前条第1項の指名競争入札通知書を受けた者（以下「指名業者」という。）が入札日までに入札参加停止等の措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

(入札)

第4条 入札参加者は、建設業法等関係法令を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、現場及び設計書等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、これらの書類の記載内容に質疑があるときは、設計書等に記載の方法により、関係職員の説明を求めることができる。

3 指名業者が、指名競争入札通知書を受け取らないときは、当該入札に参加することができない。

4 入札参加者は、入札時に交付する入札書により入札しなければならない。

5 入札参加者は、指名競争入札通知書に記載した日時及び場所において、入札執行担当職員の指示に従い、入札書を入札箱に投函しなければならない。

6 入札参加者は、入札執行を宣言された時点で、不在となるものは、当該入札に参加することができない。

7 入札書には、事業者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、届け出た使用印鑑を鮮明に押印しなければならない。

8 代理人により入札を行う場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。この場合においては、入札書に事業者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者職氏名並びに代理人の氏名を記入し、受任者印を鮮明に押印しなければならない。

9 入札書に記載する金額については、1円の正の整数倍を単位とし、数字の直前に「¥」を記入しなければならない。

10 入札書に記入した金額欄の訂正は、入札書の再交付を受けた上、新たに記入する

ことにより行わなければならない。

- 11 入札参加者は、入札箱に投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 12 入札参加者は、鉛筆等訂正容易な筆記具で入札書等に記入してはならない。
- 13 入札場所への入室は1者1名とし、共同企業体により入札に参加する場合は共同企業体を構成する構成員1者につき1名を限度とする。ただし、入札執行担当職員が入札参加者全員の同意を得て認めた場合はこの限りでない。
- 14 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。

（入札の辞退）

第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者が、入札執行前に入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を市長に提出し、入札執行中に入札を辞退しようとするときは、その旨を明記し、かつ、記名押印した入札書を入札箱に投函しなければならない。
- 3 市長は、指名を受けた者が入札を辞退したことを理由として、以後の入札の指名等について不利益な取扱いを行わないものとする。
- 4 入札辞退の理由が、明らかに不誠実なこととなる場合においては、本市建設工事請負業者指名委員会の審査を経て、前項の規定は適用しないものとする。

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避け、常に公共工事を推進するにふさわしい態度を保持しなければならない。
- 3 市長は、入札参加者が入札に関し妨害行為若しくは不正な行為をし、又はそのおそれがあると認めるときは、その者の入札を拒否することができる。

（入札の中止等）

第7条 市長は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

- 2 前項で定めるもののほか、入札する者が1人となったときは当該入札を中止するものとする。

（開札）

第8条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において行う。

- 2 入札参加者は、前項の開札に立ち会わなければならない。この場合において入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない本市職員を立ち会わせるものとする。
- 3 前項の規定内容で立ち会わなかった入札参加者に対しては、その理由を聞くとともに本市建設工事請負業者指名委員会において入札参加停止に関する審査を行うものとする。
- 4 入札参加者は、入札終了後、貸与を受けた場合の設計書等、入札後に返還を必要とする書類があるときは当該書類を提出し、速やかに入札室から退出しなければならない。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札書に記入すべき事項の記入を欠き、又は入札書に記入した文字が判読できないとき。
- (2) 入札書に記名押印がないとき。
- (3) 入札金額を改ざんし、又は訂正したとき。
- (4) 1件の入札に対して2通以上の入札書を投函したとき。
- (5) 入札保証金を納付すべき場所において、これを納付せず、又は納付金額が入札保証金の額に満たないとき。
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (7) 入札参加者若しくはその代理人が同一の入札において他の入札参加者の代理人となり、又は数人が共同して入札したとき。
- (8) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (9) 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為が行われたおそれが非常に強いと認められるとき。
- (10) 予定価格を上回る金額で入札したとき。
- (11) 最低制限価格を設定した場合において、これを下回る金額で入札したとき。
- (12) 建設工事の入札において、積算内訳書（市様式）を提出しないとき。
- (13) その他入札に関する条件に違反したとき。

(落札者の決定等)

第10条 入札参加者のうち、本市の予定価格以下の最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合は予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

- 2 前項の規定によって落札者となるべき者が2人以上生じるときは、くじにより落札者を決定する。この場合において、当該落札者となるべき者はくじを辞退することとはできない。
- 3 市長は、入札に関し不正な行為が行われたおそれがあると認められるとき、その

他必要があると認められるときは第1項の規定により落札者となるべき者を落札者に決定することを留保することができる。

- 4 落札者は、消費税法による免税業者であるときは、その旨を契約執行担当職員に口頭で申告するとともに、第15条第1項の規定により契約書（阪南市財務規則に規定する契約書をいう。以下同じ。）を提出する際に届出書を提出しなければならない。ただし、本市へすでに提出済みとなっている者の場合はこの限りでない。

（落札金額）

第11条 落札金額は、入札書に記載した金額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

（再度入札）

第12条 開札の結果、予定価格の制限範囲内価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限範囲内価格で最低制限価格以上の入札参加者がいないとき）は、直ちに再度入札をすることがある。

- 2 再度入札の回数は2回（初度入札を含め3回）以内とする。

- 3 再度入札に参加することができる者は、その直前の入札に参加した者とする。ただし、その直前の入札で無効とされた者は参加することができない。

（契約の保証）

第13条 当該工事入札要項等で契約保証条件を付した場合において、落札者は本市との契約締結前に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- （1） 契約保証金の納付

- （2） 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

- （3） 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証

- （4） 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の10分の1以上としなければならない。

- 3 契約保証金には、利子を付さない。

- 4 契約保証金は、契約目的物の引渡し後に全額を還付する。

第14条 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは前条第1項第3号に掲げる公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を求めることができる。この場合において、保証金額は契約金額の10分の3以上とする。

（契約書の提出及び締結）

第15条 落札者は、落札の通知を受けた日から10日（阪南市の休日に関する条例（平成元年阪南町条例第28号）第2条第1項の休日を除く。）以内に記名押印した契

約書、その他契約担当職員が指示する契約に必要な関係書類を提出しなければならない。ただし、契約書について、電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）にて作成する場合には、指定された期日までに落札者及び市長が電子契約システム（発注者が指定するものに限る。）を用いて電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行うものとする。

2 市長は、落札者が前項に規定する契約書を提出しないときは、その者と契約を締結しないことができる。

3 落札者が契約を辞退したときは、入札保証金又はこれに代わる担保は本市に帰属する。

4 入札保証金の納付を免除された落札者が契約を辞退したとき者は、落札金額の100分の3（単価による契約の場合、その他この率によることが著しく実態に即さない場合は、その都度市長が定める金額）に相当する違約金を市長に支払わなければならない。

（市議会の議決を要する契約の特約事項）

第16条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年阪南町条例第37号）第2条の規定に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、契約書にその旨を付記する。また、この契約が本契約となるのは、議会の議決があったときからとする。

2 市長は、仮契約の相手方が仮契約期間中に第6条の趣旨に反する行為があったとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認めるときは、当該仮契約を解除することができる。

3 前項の規定により仮契約を解除しても、本市は一切の責を負わないものとする。

（契約金額等の変更による手続き）

第17条 本市との契約締結後、契約金額、契約期間等の変更が生じ、本市から指示受けたとき、契約の相手方は遅滞なく契約保証金の額、保証金額又は保険金額、保証期間の変更等必要な措置を講じなければならない。

（異議の申立）

第18条 入札をした者は、入札後、この心得、契約書（案）、設計書等及び現場説明事項並びに現場等について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。